

奈良県がん予防対策推進委員会（第2回受診率向上部会）

日時：平成26年2月28日（金）

午後2時～4時

場所：奈良県医師会館 2階会議室

次 第

1 開会

2 議題

（1）市町村がん検診受診率（平成24年度確定値）について

（2）平成25年度のがん予防対策の取組結果について

（3）平成26年度がん予防対策事業について

（4）その他

3 閉会

奈良県がん予防対策推進委員会(第2回受診率向上部会)

日時:平成26年2月28日(金)午後2時~4時
場所:奈良県医師会館

大石部会長

堀川委員	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 吉岡委員
松山委員	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 浦嶋委員
今田委員	<input type="radio"/>	

事務局

<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

榎原審議官 谷垣課長 大原主幹 森本係長

<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
平	中川

<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

(傍聴席)

<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(記者席)			

奈良県がん予防対策推進委員会 委員名簿

区分	氏名	役職
精度管理部会	学識経験者 (胃がん)	大石 元 奈良県健康づくりセンター所長
	伊藤 高広	奈良県立医科大学放射線医学教室助教
	学識経験者 (子宮がん)	小林 浩 奈良県立医科大学産婦人科学教室教授
	学識経験者 (肺がん)	木村 弘 奈良県立医科大学第二内科学教室教授
	学識経験者 (乳がん)	細井 孝純 済生会中和病院副院長
	学識経験者 (大腸がん)	中島 祥介 奈良県立医科大学消化器・総合外科学教室教授
	藤井 久男	奈良県立医科大学中央内視鏡・超音波部病院教授
	奈良県医師会	山科 幸夫 奈良県医師会理事
	集団検診機関	森田 隆一 奈良市総合医療検査センター局長
受診率向上部会	市町村看護職員 協議会	高野 由子 大和高田市健康増進課長
	学識経験者 (胃がん)	大石 元 奈良県健康づくりセンター所長
	奈良県医師会	堀川 巳清 奈良県医師会理事
	奈良県がん検診応援 団	松田 武彦 アフラック奈良支社長
	保険者	森高 香代 全国健康保険協会奈良支部
	都市衛生協議会	下谷 訓子 桜井市健康推進課長
	市町村看護職員 協議会	松山 神恵 葛城市健康増進課 課長補佐
	ボランティア	今田 順子 奈良県食生活改善推進員連絡協議会理事
	がん患者・家族	浦嶋 偉晃 奈良県のホスピスとがん医療をすすめる会
		吉岡 敏子 あけばの奈良(乳がん患者会)代表

○奈良県がん予防対策推進委員会規則

平成二十四年十二月二十八日

奈良県規則第四十一号

奈良県がん予防対策推進委員会規則をここに公布する。

奈良県がん予防対策推進委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、奈良県がん予防対策推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 がん予防に関すること。
- 二 がんの早期発見に関すること。
- 三 がん検診の実施及び精度管理の状況把握並びに評価に関すること。
- 四 市町村及びがん検診の実施機関への指導に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、がん予防対策の推進に関し必要な事項

(組織)

第三条 委員会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。
- 一 がん予防対策に関し十分な知識と経験を有する者
 - 二 前号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

(任期)

第四条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(部会)

第七条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員のうちから知事が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を委員会に報告する。
- 5 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(委員以外の者の出席)

第八条 委員長又は部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、健康福祉部健康づくり推進課において処理する。

(その他)

第十条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第四条の規定にかかわらず、平成二十六年八月九日までとする。

資料一式

(資料1) 平成25年度奈良県がん予防対策推進委員会

(第1回受診率向上部会) 意見概要

(資料2) 平成23年度・24年度市町村がん検診受診率

(資料3) 平成24年度各がん検診実施状況

(胃がん・肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がん)

(資料4) 平成25年度がん予防対策取組結果について

(資料5) 平成26年度がん予防対策予算案について

(別紙1) がん予防推進員養成講座

(別紙2) 企業におけるがん検診実態アンケート要約

(別紙3) 平成25年度個別受診勧奨・再勧奨モデル事業取組報告

生駒市・葛城市